

# 生活騒音について

一般家庭の日常生活に伴って発生する音のうち、近隣に迷惑となっているものを「生活騒音」といいます。近年、この生活騒音に伴うトラブルが増加しています。

## 1 主な発生源・騒音を減少させる措置

身近には様々な音の発生源があります。自分の気付かぬうちに生活騒音を発生させていることもあり、また、立場が変われば被害者になることもあり得ます。

そのため、一人ひとりが音の大きさに意識を向け、少しでも生活騒音を発生させないよう工夫・対策をすることが大切です。

| 発生源                                 | 工夫・対策の例  |
|-------------------------------------|--|
| テレビ・ステレオなど                          | <ul style="list-style-type: none"><li>・ボリュームに注意し、深夜や早朝は特に控えめにする。</li><li>・場合によってはイヤホンを使用する。</li></ul>  |
| ピアノなどの楽器                            | <ul style="list-style-type: none"><li>・深夜や早朝の演奏は避ける。</li><li>・窓を閉めるようにし、防音カーテンなどを利用する。</li><li>・窓を二重サッシにする、防音装置を設置する。</li><li>・防振ゴム・防振マット等を敷き、建物の壁・床等への伝搬を防ぐ。</li><li>・ピアノの裏側に遮音板を取り付け、弱音ペダルを使用する。</li><li>・電子楽器の場合、イヤホンを使用する。</li></ul> |
| 洗濯機・掃除機・高圧洗浄機・草刈機・手持ち式ブロワ（落ち葉掃除用）など | <ul style="list-style-type: none"><li>・深夜や早朝の使用は避ける。</li><li>・洗濯機などは置く場所にも十分注意する。</li><li>・壁から離し、防振ゴム・防振マット等を敷く。</li><li>・低騒音・低振動の機種を選定する。</li></ul>   |
| エアコンの室外機など                          | <ul style="list-style-type: none"><li>・隣家から離して設置する。</li><li>・異音を感じた場合、早急にメーカーのメンテナンスを受ける。</li></ul>  |
| ボイラー・給湯器など                          | <ul style="list-style-type: none"><li>・異音を感じた場合、早急にメーカーのメンテナンスを受ける。</li><li>・低騒音の機種を選定する。</li></ul>  |
| 車・オートバイなど                           | <ul style="list-style-type: none"><li>・不必要なアイドリングや空ぶかしはしない。</li><li>・必要な時以外、クラクションは鳴らさない。</li><li>・次世代自動車を選ぶのも効果的です。</li></ul>   |

| 発生源       | 工夫・対策の例  |
|-----------|--|
| 動物（ペットなど） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳴き声などに配慮する。</li> <li>・ 室内飼いやしつけで近隣への配慮をする。</li> </ul> |

## 2 解決に向けて

一般家庭から発生する生活騒音は、法律や条例による規制対象にはなっていません。その一方、生活騒音の発生源は日常生活の中にあるため、まったく出さないということもできません。ゆえに、一人ひとりが近所に配慮し、モラルを守るように気を付けていくことが大切です。

また、当事者どうしの日常的な関係にも大きく左右されます。そのため、**普段からの挨拶を心掛けるなど、良好なご近所関係の構築に努めてください。**

もし苦情を言われてしまったら感情的にならず、相手の話を真摯に受け止め、改善に努めてください。また、共同住宅であれば大家・管理組合・管理公社に相談するなどし、円満な解決を目指してください。

なお、トラブル解決の総合案内所として、伊東市が行う無料法律相談や国が設立した「法テラス」があります。また、裁判外の紛争解決手続（ADR）の利用（有料）もご検討ください。

無料法律相談：伊東市役所市民部市民課市民生活係（市民対象・要予約）

電話：0557-52-3002

法テラスサポートダイヤル：0570-078374

（平日9時～21時、土曜9時～17時）

裁判所の民事調停（有料）：熱海簡易裁判所 電話：0557-81-2989

認証紛争解決サービス※（有料）：静岡県司法書士会調停センターふらっと

電話：054-282-8741

（平日9時～17時）

※法務大臣の認証を取得した民間事業者が行っている紛争解決サービス

（問合せ先）

〒414-8555 伊東市大原二丁目1番1号

伊東市役所市民部環境課環境政策係

電話：0557-32-1374

E-mail: kankyou@city.ito.shizuoka.jp